

袖ヶ浦市国民保護計画の変更概要（令和5年4月変更）

1 変更の経緯

本市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成19年1月に袖ヶ浦市国民保護計画を策定しました。

その後、国では平成29年12月に国民保護に関する基本指針を変更し、千葉県においては平成30年12月に千葉県国民保護計画の変更を行っています。

本市では、令和元年東日本台風の被害を踏まえ、令和2年度に災害対応等に関する最上位の計画である袖ヶ浦市国土強靱化地域計画を新たに策定（R2年4月着手-R3年3月策定）するとともに、令和3年度には袖ヶ浦市地域防災計画の改訂（R3年4月着手-R4年3月改訂）を優先的に行いました。

その上で、令和4年4月から袖ヶ浦市国民保護計画の変更に着手し、国・県の指針や計画等の変更に伴うとともに、地域防災計画等における最新の各課等の状況も踏まえ、名称・数値等の時点修正も併せて行い、令和5年4月に計画の一部を変更したものです。

2 変更の基本方針

I 国民保護に関する基本指針の変更に伴う修正

（※国が示す「市町村国民保護計画変更の参考例」による修正）

II 千葉県国民保護計画の変更に伴う修正

III 名称や所在地の変更、統計数値及びその他字句等の修正

※今回の変更は、国民保護法施行令第5条に規定する軽微な変更となります。

3 変更の内容（概要）（※ローマ数字は「変更の基本方針」の該当項目）

- ① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）関連の追記 … I
- ② エムネット関連の追記 … I, II
- ③ 安否情報システムの運用開始に伴う表現について修正 … I, II
- ④ 避難行動要支援者関係について修正 … I
- ⑤ 武力攻撃事態等合同対策協議会関連の追記 … I, II
- ⑥ 救援事務移管についての修正 … I
- ⑦ 訓練に関する追記 … I
- ⑧ 避難施設の収容人数等の情報提供に関する追記 … I, II
- ⑨ 弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることの追記 … I
- ⑩ 組織改正に伴う課名等の名称変更、統計数値及びその他字句等の修正 … III